

家族カードなら 便利でおトク!!

メリット
1

家族といっしょの利用だから、
ポイントが一気に貯まる♪



家族カードご利用分のNSポイントは、本会員様のポイントと合算され、どんどん貯まっていきます。

※ショッピング年間ご利用額に応じて年間ご利用ボーナスポイントも付与されます。
詳しくはHPをご確認ください。

メリット
2

家族といっしょのサービス
だから、充実・安心！



優待サービスや宅配サービス、キャッシングサービス[※]など、
本会員様に付帯されたものと同等のサービスがご利用できます。

(一部サービス・特典を除きます。)

※本会員様のキャッシングご利用可能枠がない場合は、キャッシングサービスはご利用できません。

メリット
3

家族といっしょの口座だから、
家計の管理も便利！



家族カードのご利用代金は、本会員様ご利用のお支払い口座から自動振替になります。全てまとめてお支払できるので、
家計の管理が簡単です。

■「家族カード」発行対象カード(年会費)

発行対象カード	家族カード年会費		
	1枚目	2枚目	3枚目
ニッセンレンJCBゴールドカード	無料	1,100円 (税込)	1,100円 (税込)
エスコートJCBゴールドカード			
エスコートVISAゴールドカード			
ニッセンレンJCBカード(ディズニー・デザイン含む)		無料	無料
ニッセンレンVISAカード			
ニッセンレンMasterカード			
エスコートJCBカード	無料	無料	無料
エスコートVISAカード			

お申込日

年

月

日

【家族カードお申込み資格】本会員様と生計を同一にしている配偶者・親・子(同姓)で、
かつ18歳以上の方(高校生を除く)がお申込みできます。

お申込みにあたってのご注意事項

- 本会員様1名につき、家族カードは3枚までお申込み可能です。
ただし、既に解約済みの家族カードも枚数に含まれます。
- 本会員様と同一のブランドでの契約となります。
- 既にニッセンレンカード・エスコートカード(各提携カードは対象外)をお持ちの方が、
家族カードへ切替ご希望の場合は、現在お持ちのカードは解約となります。
(解約となるカードのNSポイントは、本会員様のNSポイントへ移行されます。)
- 家族カードは、ご成約後、本会員様のご住所へお送りいたします。
- 本会員様が退会(解約)された場合は、本会員様とともに、家族カードも解約となります。
- 家族カードは、オンライン入会でのお申込みはできません。
- 本会員様が専業主婦又は学生・未成年の場合、家族カードはお申込みができません。
- 審査の結果、ご希望にそえない場合があります。
- 「会員規約」については、当社Webサイト又はカード送付時に同封の冊子にてご確認ください。

「対象カードについて」

カードデザインは、現在のご契約内容に応じたデザインとなります。
ニッセンレンJCB、及びJCBディズニー・デザインのカードご契約の本会員様につきましては、
下記2種類より家族カードをご選択ください。

ニッセンレンJCBカード JCB ディズニー・デザインご契約者様対象

JCB 通常デザイン	JCB ディズニー・デザイン
希望する	希望する
上記ご選択がない場合は、JCB ディズニー・デザインでの発行となります。 ※ニッセンレンJCBゴールド・エスコートJCBゴールド・エスコートJCB会員様につきましては上記から 選択できません。	

※現在ご契約中の各提携カードにつきましては、家族カードを付帯できません。

家族カード申込書

株式会社ニッセンレンエスコート御中

私及び下記家族は、ニッセンレンエスコート会員規約の「会員規定、特約、規定類」、「個人情報、取引時確認に関する同意条項」及びキャッシングサービスを利用した場合に会員規約第40条に則り、貸金業法第17条第1項及び同法第18条1項に規定された書面に代えて一定期間における利用状況を集約した書面が「カードご利用代金明細書」として交付されることに同意の上、下記のとおり会員の入会申込みをします。本クレジットカードの契約については、
貴社が作成する「会員規約、特約、規定類」が適用されることに同意します。

私及び下記家族は申込み後、貴社の審査により契約が成立しなくても何ら異議はありません。私は本申込みに係わる審査のため、又は貴社が必要と認めた場合には、私の住民票を貴社が取得し利用することに同意します。

▼本会員様にご記入ください カード発行手続に際し、本会員様にご連絡させていただく場合がございますのでご了承ください。																						
会員番号	現在お持ちのカードの番号(下11ケタ)を必ずご記入ください。							*	*	*	*	—	*				—					
本会員	フリガナ							生年月日		昭和・平成			年		月		日		電話番号		() —	
																			携帯電話		() —	
ご住所	〒 —																					
勤務先名 又は 受給年金種類								勤務先 住所	〒 —							勤務先 電話番号	() —					

▼本会員様又はお申込みになるご家族様にご記入ください

家族会員	フリガナ							暗証番号				次のような番号は登録できません ①「0000」「9999」 ②「生年月日、電話番号」等、他人に知られやすい番号				ご希望のローマ字表記のある方のみご記入ください。 (姓は本会員様と同一表記のため記入不要)			
生年月日	昭和・平成 年 月 日							性別		☐ 男 ☐ 女		ローマ字				FIRST NAME(名)		LAST NAME(姓)	
携帯電話	() —							続柄		☐ 配偶者 ☐ 子供 ☐ 親									

当社 使用 欄	新家族カード番号																		有効期限		/									
	☐ 郵送受付			☐ 窓口受付			受付日			入力日						郵送日														
	〈備考〉																		決 裁						ck		入力		受付	
	※住変有(☐ RA有 ☐ RA無) ☐ 住変無							移行カードNo																						

ニッセンレンエスコート会員規約 (抄)

＜一般事項＞

第1条 (契約の成立及び会員資格)

- カードショッピングに係る基本契約及びカードキャッシングに係る基本契約は、会員が本規約を承認の上、株式会社ニッセンレンエスコート（以下「当社」という。）に申込みをし、当社が審査の上、承諾した時に成立するものとします。カードショッピングに係る基本契約及びカードキャッシングに係る基本契約の契約日は、当社から本人会員に別途通知します。
- 個別のカードショッピングの利用契約は、カードショッピングの利用の都度別々に成立するものとします。
- 個別のカードキャッシングの利用契約は、金銭の交付の都度別々に成立するものとします。
- 会員とは、本規約を承認の上、当社が発行するクレジットカード（以下「カード」という。）の入会を申込みし、当社が審査により承諾し、適当と認めた方をいいます。
- 家族会員として入会を申し込まれた会員の家族で、当社が審査により承諾し、適当と認めた方を家族会員といいます。
- 会員は、家族会員が本規約に基づきカード利用を行う一切の権限を授与するものとします。なお、会員は家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消し又は無効等の消滅事由がある場合には、第18条（5）所定の方法により家族会員によるカード利用の中止を申し出るものとします。会員は、この申出以前に本代理権が消滅したことを、当社に対して主張することはできないものとします。
- 本代理権の授与に基づき、家族会員によるカード利用は全て会員の代理人による利用となります。当該利用に基づき一切の支払債務は会員に帰属し、家族会員はこれを負担しないものとします。また、会員は、自ら本規約を遵守するほか、善良なる管理者の注意義務（以下「十分な注意」という。）をもって家族会員に本規約を遵守させるものとし、家族会員が本規約に違反した場合には、当社に対し連帯して責任を負うものとします。

第40条 (書面の交付)

- 会員は、当社が貸金業法第17条（契約締結時の書面の交付）第6項の規定に基づき、同条第1項の規定による書面の交付に代えて、極度方式貸付けに関する契約の一定期間における貸付け及び返済その他の取引の状況を記載した書面を郵送その他当社所定の方法により交付することを承諾するものとします。
- 会員は、当社が貸金業法第18条（受取証書の交付）第3項の規定に基づき、同条第1項の規定による書面の交付に代えて、極度方式貸付けに関する契約による債権の全部又は一部について返済を受けた場合において、一定期間の貸付け、返済その他の取引状況を記載した書面を郵送その他当社所定の方法により交付することを承諾するものとします。
- 会員は、本条（1）及び（2）による書面の交付の承諾後においても、その承諾を撤回できるものとします。
- 会員が希望し、当社所定の手続を行った場合、本条（1）及び（2）に定める貸付け及び返済その他の取引の状況を記載した書面を電磁的方法により交付するものとします。電磁的方法により書面を交付する場合には、本条（1）及び（2）に定める貸付け及び返済その他の取引の状況を記載した書面の送付が停止されることを承諾し、会員の責任において、電磁的方法により交付した書面を閲覧、印刷し、毎月確認するものとします。なお、会員は、当社所定の方法によりいつでも交付方法を変更できるものとします。また、当社が電磁的方法による書面の交付を不適当と判断した場合、会員は、郵送その他当社所定の交付方法に変更されても異議がないものとします。

個人情報、取引時確認に関する同意条項

第1条 (個人情報の取得、利用、保有、預託及び提供)

- 個人情報の取得、利用及び保有 入会申込者及び会員、その配偶者（家族会員を含み、以下「会員等」という。）は、株式会社ニッセンレンエスコート（以下「当社」という。）との取引の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下「個人情報」という。）を当社が必要な保護措置を講じた上で取得、利用し、当社が定める相当な期間保有することに同意します。ただし、配偶者の情報については、キャッシングサービスが設定された場合のみとし、貸金業法の定める範囲に限りです。また、未成年者の申込みに同意した親権者の情報については、氏名、申込者との続柄、住所及び電話番号のみとします。
 - 所定の申込書等に記載した会員等の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号（携帯電話番号を含む。）、Eメールアドレス、勤務先、勤務先電話番号、家族構成、住居状況等の本人特定情報その他の会員が申告した事項及び変更事項
 - 本申込みに関する申込日、契約の種類、契約日、有効期限、利用可能枠、支払方法、支払口座等の契約情報等
 - 支払開始後の取引事実に関する利用残高、月々の返済状況、年間請求予定額、入金日、入金予定日、完済日、延滞、強制解約、債権譲渡等の取引情報等
 - 会員等の支払能力を調査又は支払途上における支払能力を調査するため、会員等が申告した会員等の資産、負債、収入、支出、当社が取得したクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況等
 - 犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という。）で定める本人確認書類等の記載事項又は会員等が当社に提出した収入証明書類等の記載事項
 - 当社が必要と認めた場合には、住民票写しを取得すること
 - 当社が適かつ適法な方法で取得した住民票写し等公的機関が発行する書類の記載事項（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき上記①、②又は③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。）
 - 会員等の婚姻関係に係る情報
 - インターネット、官報、電話帳等一般に公開されている情報等
 - 会員等の来店、問合せ、当社との連絡時における申し出等により、当社が知り得た情報（映像、通話情報を含む。）

- 個人情報の預託 会員等とは、当社が当社と個人情報の預託に関する契約を締結した企業に対し、個人情報の情報処理又は与信等を業務委託（当該委託先が再委託する場合も含む。）する場合には、当社が必要かつ適切な個人情報の保護措置を講じた上で、本条（1）により取得した個人情報を預託することに同意します。
- 個人情報の与信関連業務以外での利用及び提供
 - 会員等（除く、配偶者）は、次の目的のために第1条の個人情報を利用、提供することに同意します。

ア 当社所定の事業（クレジットカード、提携カード、債権買取、消費者金融、旅行斡旋（あっせん）、各種保険代理店、各種利用券販売。以下同じ。）におけるサービス提供、宣伝物、印刷物の送付、電話並びに電子メール（ショートメッセージサービス含む。）送信等の通信手段による営業案内及び関連するアフターサービス

イ 当社以外の第三者から受託して行う当該第三者の宣伝物、印刷物の送付等による営業案内ウ 当社所定の事業における市場調査、商品開発等
 - 会員等（除く、配偶者）は、当社所定の事業によるサービスの提供を受けるために、当社が業務委託する提携先で個人情報の保護措置を講じた上で本条（1）①及び②の個人情報のうち、必要な範囲で個人情報を提供し提携先が利用することに同意します。
 - 会員等の同意が得られない場合は、契約の締結又は希望されるサービス提供等に応じられない場合があります。
 - 会員等とは、当社から譲渡又は委託を受けた債権の管理、回収を行うため及び債権譲渡を受けて管理、回収を行うに当たって事前に当該債権の評価、分析を行うため、下記の債権回収会社に対し、個人情報の保護措置を講じた上で、当該債権に関する個人情報のうち、必要な範囲で提供することに同意します。

[名 称] ニッテレ債権回収株式会社
[所在地] 〒108-0023 東京都港区芝浦3-16-20 芝浦前川ビル5F
[電話番号] 03-3769-4611
 - 個人情報の公的機関等への提供 会員等とは、当社が各種法令の規定により提出を求められた場合及びそれに準ずる公共の利益のため、必要がある場合に限り、公的機関等に個人情報を提供することに同意します。

第2条 (指定信用情報機関への利用、登録)

- 会員等（除く、家族会員）は、当社が加盟する割賦販売法及び貸金業法の指定を受けた信用情報機関（以下「指定信用情報機関」という。）及び当該機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携信用情報機関」という。）に照会し、会員等（除く、家族会員）の個人情報が登録されている場合には、会員等の支払能力及び返済能力調査の目的に限りそれを利用することに同意します。
- 会員等（除く、家族会員）は、本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が指定信用情報機関に下表に定める期間登録され、指定信用情報機関及び提携信用情報機関の加盟会員により、会員等（除く、家族会員）の支払能力及び返済能力に関する調査目的のために利用することに同意します。

登録情報	登録の期間
①本規約に係る申込みをした事実	当社が指定信用情報機関に照会した日から6か月間
②本規約に係る契約内容及び客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内
③債務の支払を延滞した事実	契約期間中及び契約終了後5年間

- 当社が加盟する指定信用情報機関及びその提携信用情報機関は、次のとおりです。また、本契約期間中に新たに信用情報機関に加盟して登録、利用する場合には、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

当社が加盟する指定信用情報機関	指定信用情報機関提携先
株式会社 シー・アイ・シー(CIC)	●株式会社日本信用情報機構(JICC) ●全国銀行個人信用情報センター

- 本条（3）に記載する指定信用情報機関及びその提携信用情報機関の概要
 - 株式会社 シー・アイ・シー(CIC)
[割賦販売法・貸金業法に基づく指定信用情報機関]
住 所：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階
電話番号：0570-666-414 U R L: https://www.cic.co.jp/
○株式会社日本信用情報機構(JICC)
[貸金業法に基づく指定信用情報機関]
住 所：〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1
電話番号：0570-055-955 U R L: https://www.jicc.co.jp/
○全国銀行個人信用情報センター
[主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関]
住 所：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
電話番号：03-3214-5020 U R L: https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/
※上記の各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、各個人信用情報機関が開設しているホームページをご覧ください。

- 本条（3）に記載されている指定信用情報機関である株式会社シー・アイ・シー(CIC)へ登録する情報は次のとおりです。氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報及び契約者に配偶者がある場合の当該婚姻関係に関する情報、等。契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名、その数量、期間、支払回数等契約内容に関する情報、等。利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報、等。

第3条 (個人情報の開示、訂正又は削除)

- 会員等は、当社及び第1条で記載する当社と個人情報の提供に関する契約を締結した提携先並びに第2条で記載する指定信用情報機関に、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより、当社及び各提携先等並びに各機関が所定の方法により登録（登録とは電子計算機、ファイリングにより検索可能な状態にあるものとします。）されている自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。
 - 当社が保有する自己に関する個人情報の開示を求める場合には、第7条記載の窓口に連絡してください。
 - 個人信用情報機関に開示を求める場合には、第2条記載の指定信用情報機関に連絡してください。
- 当社は、本人へ開示を行うことが、以下の各号のいずれかに該当する場合には、当社が保有する個人情報の全部又は一部を開示しないことができるものとします。
 - 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - 法令等に違反することとなる場合
- 万一、当社の保有する会員等の個人情報の登録内容が事実と相違していることが判明した場合には、当社は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

第4条 (開示費用の負担)

- 会員等は、当社に対し自己に関する個人情報の開示を申請した場合、開示費用として下記手数料を支払うものとします。
- 当社への来社による情報開示 500円(税込)
 - 郵送による情報開示 900円(税込)

第5条 (本同意条項に不同意の場合)

会員等が記載事項（契約書面で会員等が記載すべき事項）の記載を希望しない場合及び本同意条項の内容の全部又は一部を承認できない場合、カード発行、会員継続をお断りすることがあります。ただし、第1条（3）①に同意しない場合でも、これを理由にカード取引の継続をお断りすることはありません。

第6条 (利用、提供中止の申出)

第1条（3）①による同意を得た範囲内で当社が会員等（除く、配偶者）の個人情報を利用、提供している場合でも、中止の申出があった場合は、それ以降の利用、提供を中止する措置をとります。ただし、請求書等、業務上必要な書類に同封される宣伝物又は印刷物についてはこの限りではありません。

第7条 (個人情報の取扱いに関する問合せ等の窓口)

当社は、個人情報保護法の理念を尊重し、個人情報保護管理者（担当役員）の下、適切な個人情報の取扱いに努めています。個人情報の開示、訂正又は削除、宣伝印刷物の送付、営業案内の中止の申出等、個人情報の取扱いに関するお問合せ、苦情、相談等は、次の窓口までご連絡ください。
〒060-8508 札幌市中央区南2条西2丁目13番地
株式会社ニッセンレンエスコート お客様相談室
電話：011-219-2569

第8条 (カード発行をお断りした場合)

カード発行をお断りした場合でも本申込みをした事実は、第1条及び第2条（2）①に基づき、お断りした理由のいかんを問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第9条 (本人特定事項の確認に関する同意)

- 会員等は、犯罪収益移転防止法に基づく本人特定事項の確認に関し、以下の各号の内容について同意します。
- 犯罪収益移転防止法に基づく本人確認書類を提出すること。
 - 当社が提出を受けた本人確認書類を返却しないこと。

第10条 (条項の変更)

本同意条項は、必要な範囲内で変更できるものとし、変更内容は当社所定の方法により会員へ通知又は当社ホームページで公表するものとします。当社が変更内容を通知又は公表した後若しくは新同意条項を送付した後に、会員がカードを使用した場合には、会員は、変更事項又は新同意条項を承認したものとみなします。

のりしろ



料金受取人払郵便

札幌中央局
承認

5429

差出有効期限
2022年
5月31日まで
(切手は不要)

札幌市中央区南2条西2丁目

株式会社

ニッセンレンエスコート 行

060-8755

553



のりしろ

ご住所

お名前

(のりしろ) 封入後最後にのり付けしてください

お手数ですが、封筒は本紙を印刷後、「実線」にそって切ってください、のり付けし作成して下さい。
(破線は全て山折りしてからのり付け下さい。)